

横浜薬科大学

受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜薬科大学（以下「本学」という。）における民間団体等からの受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受託研究

本学が民間団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究、調査、検証、試験、検定、試作、及び製作等を行うことをいう。

(2) 受託研究担当者

受託研究を主管する本学の教員（助手を含む。）をいう。

(3) 受託研究費

委託者が負担する受託研究に必要な経費をいい、国の経費又はこれに準ずる経費は含まないものとする。

(研究心得)

第3条 受託研究は、当該目的及び内容が本学の教育研究上有意義なものでなければならない。

2 受託研究は、学生の授業及び指導その他本来の教育研究業務に支障がないようにしなければならない。

3 受託研究担当者は、全責任をもってこれを処理しなければならない。

(研究委託の申込み)

第4条 委託者は、「研究委託申請書」（様式第1号）を作成し、学長に申請しなければならない。

2 受託研究担当者は、「受託研究概要」（様式第2号）を作成し、「研究委託申請書」に添付して学長の承認を得なければならない。

3 学長は、研究委託申請書に基づき許可した場合は、速やかに委託者と契約を締結するものとする。

(契約)

第5条 本学及び委託者は、文部科学省通知（14文科高第26号平成14年4月4日）に基づき、受託研究契約（以下「契約」という。）（様式第3号）を締結しなければならない。

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 研究題目
- (2) 研究内容
- (3) 研究期間
- (4) 受託研究費
- (5) 特許権等の取扱い
- (6) 研究成果の公開
- (7) その他研究の実施に関し必要な事項

3 契約を変更し又は更新しようとする場合は、前条を準用する。

(受託研究期間)

第6条 受託研究の期間は、1年以内を原則とし2年を限度とする。ただし、特に必要のある場合は、改めて契約を更新することができる。

(受託研究費)

第7条 受託研究費は、本学と委託者が協議して定めるものとする。

- 2 委託者は、受託研究費全額を研究開始前に本学が発行する請求書により納付するものとする。
- 3 受託研究費は原則として返金しない。ただし、受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範囲内において、全部又は一部を還付することができる。
- 4 委託者から直接受託研究担当者に受託研究費を送金された場合は、本学に納付しなければならない。
- 5 受託研究費は、研究期間内において全額を使用しなければならない。なお、研究期間終了時において残額となっている場合は、当該研究を継続実施しない場合、また、契約上特に取り決めがない場合には、管理経費として研究期間終了日の翌年度中に本学に収納することができる。

(管理経費)

第8条 管理経費として、受託研究費に一定の割合を乗じて得た金額を徴収する。なお、当該割合は別表第1を基準とし、教授会の意見を聴いて学長が定める。

(会計処理)

第9条 受託研究費は、配布を受ける受託研究担当者ごとに差引簿を作成し、収支を記録する。

- 2 受託研究担当者は、物品購入、謝金、その他等受託研究費使用の可能性が生じた場合は、「設備・備品等購入伺書（受託研究費）」（様式第4号）を作成し、学長

に決裁を受けるものとする。

3 その他の事項については、「科学研究費補助金」の取扱いに準ずる。

(監査)

第10条 経費の適正な処理要領を確認するため、「科学研究費補助金管理運用規則」第26条による監査を実施するものとする。

(受託研究結果報告)

第11条 受託研究担当者は、受託研究終了後、速やかに委託者に受託研究結果を報告するとともに、所定の「受託研究報告書」(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(備品等の帰属)

第12条 受託研究費で取得した機器備品等は、本学に帰属するものとする。

(特許)

第13条 受託研究の結果生じた発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属等については、知的財産管理規程及び受託研究契約の定めるところによる。

(実用新案)

第14条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利について準用する。

(所管)

第15条 受託研究内容及び要領等に関する管理事項は受託研究者が、庶務に関する事項は学務課が、経理に関する事項は法人本部経理課が、監査に関する事項は法人本部監理課が所管する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改定及び廃止)

第17条 この規程の改定及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(その他)

第18条 国の経費又はこれに準ずる経費に伴う受託研究に関する取扱いについては、委託者の提案する契約内容によるほかこの規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

横浜薬科大学 学長 殿

委託者

住 所

氏 名

印

研究委託申請書

横浜薬科大学受託研究取扱規程第4条の規程に基づき、研究委託を申請します。

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 研究費（消費税含む）

5 受入研究者

6 その他

令和 年 月 日

横浜薬科大学 学長 殿

研究者所属学科長 印

受託研究室

受託研究担当者 印

受 託 研 究 概 要

1 研究題目

2 研究期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 委託者

4 研究目的及び内容

5 エフォート

6 研究に使用する教室・設備・機器・劇毒薬物等

7 その他